

お客様への重要なお知らせ！

緊急事態宣言発令に伴う定期券の特例払戻しについて

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言に伴い、定期券の払戻しをされるお客様について、緊急事態措置期間開始日(2021年8月27日)の前日(26日)以降の、アストラムラインでの定期券およびチャージ分の最終ご利用日に遡って払戻しいたします。

■対象定期券

通勤定期券（乗継定期券含む）、学生定期券（乗継定期券含む）、シニア65定期券の内、2021年8月26日以前に発行した定期券で、2021年8月27日時点で通用期間が残っているもの。

※払戻しの取扱いが出来なくなりますので、定期券を更新される前に払戻しを申し出てください。

■取扱期間

2021年8月27日（金）から当面の間
(取扱終了日は追ってお知らせいたします。)

※払戻しで定期券取扱窓口にお越しの際、アストラムラインをご利用されるお客様は、改札機を使用せず駅係員にお申し出ください。係員不在の場合は窓口付近、又は券売機付近のインターホンでご案内いたします。

■払戻額の算出

弊社の規定により計算した額を払戻しいたします。

(所定の払戻手数料がかかります)

※経過日数が多い場合は、払戻額が少額又は0円になる場合があります。